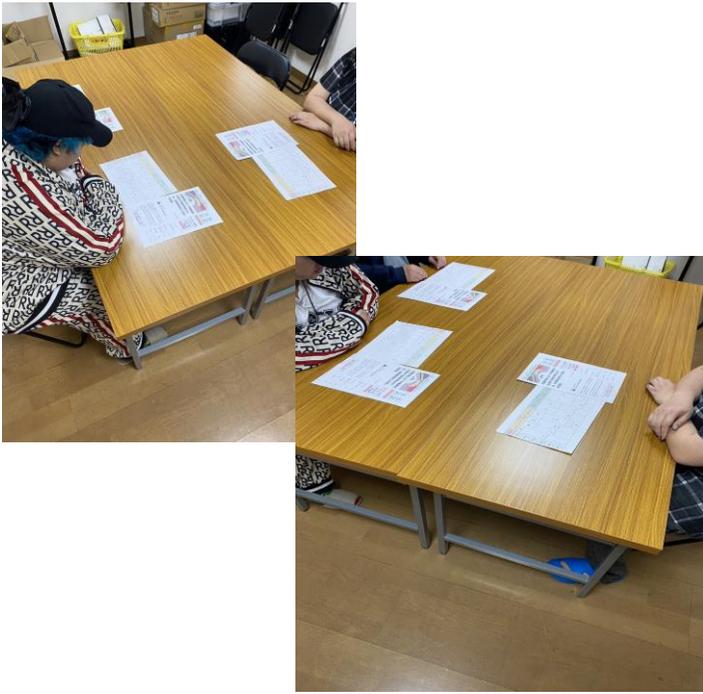


就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	ほまれの家刈谷店	事業所番号	2313300713
住 所	刈谷市原崎町7丁目612番地 少林寺拳法会館2階	管理者名	西原 千紗
電話番号	0566-95-7200	対象年度	令和5年度

利用者の知識・能力向上に係る実施概要

<p><活動内容></p> <p>活動場所：ほまれの家刈谷店 実施日程：令和6年3月15日 実施した利用者の知識・能力向上に係る実施の概要： 社内にて扶養控除や金銭管理の勉強会、質疑応答 利用者：3名</p>	<p><活動の様子></p> 
<p><目的></p> <p>今後利用者が扶養控除の関係で得た収入を把握がしたく 現状把握を目的とした収入と支出についての勉強会を行い自己資金について考える機会の提供</p>	
<p><成果></p> <p>実施した結果： 利用者自身が扶養控除等でどれだけの収入を得て調整が必要かを把握をしたことで収入の支出を考える事ができた。</p> <p><問題点></p> <p>1度だけは理解に時間がかかる方もいるので続けて行う必要がある。</p>	

連携先の企業や事業所等の意見または評価

<p>(社労士) 扶養控除等で調整をするにあたり把握は必要、扶養控除の件は税理士さんから説明は必要だと助言される。 (税理士) 扶養控除は家族構成によって人それぞれ違うので、はっきりした金額は不明で、扶養控除を受けているなら調整が必要。1人で生活していて扶養控除等はない方でも103万円で抑えたいなら調整は必要と言われる。 (ほまれの職員) 社労士や税理士の話を聞き扶養控除等について分かり理解ができて、扶養控除等で調整が必要なら個々に合わせて調整していく その上で金銭管理も調整していくことで、自立につながると思います。年に何回か扶養控除等や金銭管理等の勉強会を開催していきたいです。</p>	
連携先企業（担当者）	社労士：橋本 将来、税理士：谷口 彰

利用者からの意見・評価

扶養控除等で収入を抑える必要はある。もし超えた場合は一人ひとり控除等は違うことも分かって良かった。
 税金関係は1回だけ聞いても難しいのでまた教えて欲しい、今後の金銭管理等に役に立てたらいいと思った。